



【参考】国税に関する主な罰則(脱税犯)

区分	処罰の対象とされる行為	税法	罰則
ほ脱犯・受還付犯	偽りその他不正の行為により、税を免れ、又はその還付を受けた行為	所238① 法159① 相68① 消64① 等	懲役 10年以下 罰則 1,000万円以下
		酒54①、55① 揮27① 等 ※酒税の無免許製造犯を含む。	懲役 10年以下 罰金 100万円以下
単純無申告ほ脱犯	決定申告期限までに申告書を提出しないことにより税を逃れた行為	所238③ 法159③ 相68③ 消64⑤	懲役 5年以下 罰金 500万円以下
		酒54③ 揮27③ 等	懲役 5年以下 罰金 50万円以下
源泉所得税不納付犯	源泉徴収義務者が徴収して納付すべき所得税を納付しなかった行為	所240①	懲役 10年以下 罰金 200万円以下

(注)消費税の受還付犯及び酒税の無免許製造犯については、未遂犯の処罰規定がある(消64②、酒54②)。

項目	税務調査	犯則調査
根拠法令	通則法第7章の2(国税の調査) (通74の2～74の13)	通則法第11章(犯則事件の調査及び処分)(通131～154)
目的	適正な課税を行う為に必要な資料を収集することを目的とする調査である。 最終的には、税務署長が課税処分(更正又は決定)を行う。	悪質な脱税者について検察官に告発し、刑事訴追を求める為に、脱税の実態(犯則事実及び犯則疑者)を明らかにするとともに、十分証明出来る証拠を収集することを目的とする調査である。 最終的には、脱税額等を証拠によって確定し、当該職員が検察官へ告発する(間接国税に関する犯則事件については、原則、国税局長又は税務署長の通告処分)。
性格	純然たる行政手続	行政手続であるが、実質的には刑事手続に準ずる手続
調査権限	任意調査のみであるが、罰則(通127)による間接強制がある。 (任意調査) ・質問、検査、提示・提出の求め(通74の2～74の6) ・物件の留置き(通74の7) ※なお、当該権限は犯罪捜査の為に認められたものと解してはならないとされている(通74の8)。	任意調査には罰則による間接強制が認められていないが、裁判官の許可状を得て行う強制調査が認められている。 (任意調査) ・質問、検査、領置、照会(通131) (強制調査) ・臨検、捜索、差押え、記録命令付差押え(通132)
調査対象	納税義務者及び取引関係者	犯則疑者及び参考人
調査担当者	通則法上の当該職員(通則法第7章2に定められた当該職員の権限の行使を命じられた職員)	通則法上の当該職員(通則法第11章に定められた当該職員の権限の行使を命じられた職員)